

◎染料界の現状

金輪再禁止に伴ふ爲

セムノミナラス原告組合モ亦等格ヲ一定シ米穀

距離要ハ左ノ通りナルモ工場ノ作業種類ニ依
テ相違アレバ適宜ニ拾捨スヘシ

會計
備考(記入例)

野井秀男	工藤 定子	岸 拾三	田川 吉一	西田 清一	中川 壽次	狀 九十一名	安藤 辰平	關岡 一夫	村上 貞一	洞 宇太吉	平林 義男	淺井正太郎	加藤 才次	阪口 勇	綾野 勲	淡海龍之助	濱 武雄	橋野 馨	松本 久雄	杉本 研一	松本徳治郎	石川 登三	石川 義雄	稻川 久一	栗本 浩輔	森永喜代蔵	石川 健次	宇野 達雄	高中喜太郎	木村 徳市	沼田 幸吉	橋 林太	洞 久夫	服部 忠雄	土山 保男	中山 孝	瀧本 俊一	以上		
立野 政榮	澤田 政吉	高橋長一郎	吉田 光子	谷口 愛造		山本 泰吉	山本 吉典	桑原 良三	山本 夢	端山 清吉	樺本 泰次	山本 貞雄	間崎壽之助	高島 義昌	田原 武雄	松田 小松	齋藤孝太郎	平松次太郎	前原 正	太田 佐一	荻野 理吉	小西 夜七	澤田 甚吾	村口 利一	中村 清吉	山名 末三	山本 三郎	辻 二郎	上田 又治	大泉 喜一	中橋 宗一	谷 辰一	田中 吉典	田中 一	若 小					
南條巳之助	和田 弘	中村 二郎	澤田 七郎	龜山 清一		西田 末吉	山本吉次郎	洞 正胤	吉田 智造	杉山 正	正木 政雄	岡田 彌吉	吉田庄二郎	小西 正雄	中村 又二	佐藤 金造	角谷 勝通	田中 順吉	西中 鶴雄	林 傳吉	山田 修蔵	坂田 正治	岡崎正太郎	久野 鐵造	高島 榮吉	宮浦千太郎	山本 源蔵	大塚 隆吉	鈴木 雅吉	加賀山弘次	大西 典三	漆畑 五郎	林 傳吉	竹井 幸一	谷口 男					

果は近年稀有の語感を呈し在服品一掃の好景を齎したるより尙將來の好勢を夢みつゝ引續き見込輸入は盛んに行はれて本春以來の見越輸入は相當多額に上りたるも實際買行の不振のため未消化のまゝストック入りをなしてゐる狀況で當業者の自覺の缺乏と生産原價不案内のため徒に關稅引上實施後の値上りを見込み思惑的に手當をなしたる結果現在に於ては全くその消化不良を氣遣はれてゐる依て染料の値上りよりは却つて値下或は投資を誘發する虞さへ抱かせて將來の成行を考慮されてゐる

この反面國產染料は外國染料に追隨して弗々値上りを示し且つその製造に要する原料の成る部分は之を輸入に仰ぐものもある關係上その合成染料の値上りは當然の歸趨として主張し得る理由もあり内地染料製造業者は今回の關稅改正に依りその保護を加重せられた譯で頗る有利に進むものと見られてゐる

◎米穀商同業組合の定款違反處分

京都市下京區一貫町花屋町下ル米穀商渡邊榮次郎の定款違反事件に關する京都米穀商同業組合との係争問題は頗る注目されてゐたが今同同業組合側の勝訴に決した判決本文及び理由の概略は次の如し

主 文

被告(渡邊榮次郎)ハ原告(京都米穀商同業組合)ニ對シ金參拾圓並昭和五年三月十六日ヨリ完済迄十日毎ニ右金額ノ十分ノ一割合ノ金員ヲ支拂フヘシ訴訟費用ハ被告ノ負擔トス此ノ判決ハ原告ニ於テ金參拾圓ノ擔保ヲ供スルトキハ假ニ之ヲ執行スルコトヲ得

理 由(要領)

組合ニ於テ米穀一定ノ等級ヲ表示シテ稱呼ヲ使用セシムル所以ノモノハ若シ稱呼ノ鑑定ヲ各自ノ自由ニ放任スルニ於テハ該フタ一般民衆ヲシテ優良ナル米穀ナリト誤信セシムヘキ稱呼ヲ濫用シ羊頭狗肉ヲ賣ルカ如キ弊害ヲ招來スル虞アルヲ以テ米穀商同業組合ニ於テハ定款或ハ組

之類ノ標準トハ等格即チ原告組合所定ノ等格
該當スヘキ米穀ヲ定ムルコトノ意義ニシテ定
第十七條第二號ニ所謂品質效用ヲ誇稱シ云々
ハ組合發表ノ等格ヲ附シ加フルニ等格以外ニ
質效用ヲ誇稱シ若クハ人ヲシテ誤ラシムヘキ
稱ヲ附シタル立札引札廣告等ヲナスコトヲ指
スルモノニシテ又被告主張ノ如キ名稱ニテ米
ヲ販賣スルコトハ定欺違反トナルモノ少カラ
然レトモ組合ヨリノ注意又ハ警告ニヨリ其多
ハ非違ヲ改メタルヲ以テ違約處分ニ附セザリ
モノアレトモ内敷件ハ違約處分ニ附シ既ニ過
金ヲ納入シタリ組合格表ノ等格付表中ニ特優
優等米一等米ノ等格ニ就テハ各等格ニ該當ス
キ米穀ヲハ例示ノニ掲記シ且ツ之ニ準スヘキ
穀ヲモ包含セシメアラリタニ等米ニ該等スヘキ
ノトシテハ近江湖北青四等米以上ヲ掲記シ併
テ其他ノ内地米ヲ包含セシメアラリタ混合米ハ
論總ノ内地米ヲ漏ラスコトナク包含セルモノ
アルヲ以テ内地米ニ付原告組合發表ノ等格ヲ付
シ得タル事ナシ即チ被告渡邊カ松印竹印梅印ノ
名稱ヲ付シテ販賣シタル米穀カ被告主張ノ如キ
種類ノモノナルコトハ否認ス依テ主文ノ如ク判
決ストアリテ原告組合ノ勝訴トナリタルモノナ
リ

●輸出絹織物染色工場 輸出に
係る絹織物を染色せんとするには其筋の許可を
受けたる工場にあらざれば絶対に染色整理一切
の加工を許されざる筈に付き此際手續せらるべ
し其例は左の順序に依るべし

輸出絹織物染色工場設備許可申請書
今般勞工場債輸出絹織物ノ染色業相營ニ度候
條工場設備ニ付御許可相成度輸出絹織物取締
法施行規則第四十八條ノ規定ニ依リ規定事項
及添付書類ヲ具レ此段及申請候也

年 月 日 住 所 氏 名 印

商工大臣宛

工場名	工場主氏名	住所	二、工場ノ位置並ニ建物ノ面積及構造
イ、工場ノ位置		京都市何區………	
ロ、建物ノ面積及構造(記載例)			
ア、附屬建物準耐火コンクリート造		坪 合 勾	
建			
内 譯			
1 應接室	坪 合 勾	2 事務室	坪 合 勾
3 同階上應接室	坪	4 調理室	坪 合 勾
5 食堂	坪		
Ｂ、物品倉庫準耐火コンクリート造	坪		
Ｃ、生地倉庫準耐火コンクリート造	坪		
Ｄ、住宅準耐火コンクリート造	二階建		
Ｅ、住宅瓦葺木造	二階建		
Ｆ、浴室瓦葺平屋建			
Ｇ、便所瓦葺平屋建			
Ｈ、従業員控室瓦葺平屋建			
Ｉ、準備仕上工場木造	二階建		
同階上従業員寄宿舎			
Ｊ、第一整理工場木造	瓦葺平屋建		
Ｋ、第二整理工場木造	二階建		
Ｌ、乾燥工場木造	二階建		
Ｍ、汽罐室木造	二階建		
Ｎ、染色工場木造	二階建		
Ｏ、染色準備工場	二階建		
Ｐ、漂白室準耐火コンクリート造	二階建		

九廿二階
合屋
階建

等賞 十三名	大西 正二 和田 智允 伊藤 米吉 荒木 國治 平田 清治	龜山 秋滿 長瀬 政一 天野 時藏 杉山 修	吉村市太郎 丸田 美信 北國菊次郎 豐田 精次
等賞 二十九名	前川 廣 吉村 寅三 福井 英三 伊藤 光三 北村 勇三 寺西 鐵雄 西村 正一 谷澤 孝造 竹內 卓 島田 己一 狀 百〇七名	大杉 信男 宮田 英雄 砂原益二雄 筒井 末安 森 義和 蟹 喜市 山口作太郎 田尻八十八 市田 良一 藤江金三郎	杉野 和七 瀧野 直作 田尻 末次 平岡 昇 佐藤 清 池田 芳雄 宇野 義雄 狩谷 辰雄 森口 貫市
中川 愛雄 井上 一雄 鈴木豊三郎 小林 重松 之田安之助 山本徳太郎 山本徳太郎 野田 金次 小野喜與次 山地 博 松波 芳吉 小谷 菊雄 正田 信一 松井 朋之 竹内 正次 西村孝太郎 栗田 善一 岩井宗左衛門 石野 正夫 岩原 九法 田中 利雄 坂 林 河口 文泰 岸國 義孝 伊藤 市夫 川上 岩次 今井龜太郎 西野 末吉 飯野 東吉 原 久藏	中山 美弘 中川九二男 増地 鏡一 森田榮三郎 鈴木 久雄 堀部 惣治 渡邊 益三 落合 重信 南 國藏 前田長三郎 河村孝次郎 藤井 次夫 田中 由男 五十嵐善一 山本 武 加藤 幸一 吉田 信次 荻野新五郎 渡邊 康雄 山田 米作 田中 喜一 下道 幸次 加藤 三郎 黒田 時夫 新田 精一 西田 寛 岩谷 三雄 長田 松吉 天野 正夫 角田 正雄	三輪 義男 赤松 章一 田村房次郎 近藤 清次 南山 與次郎 吉田 正次 伊豆田丈之助 高木 達郎 奥村 光藏 西田 清一 前川 巖 中川 正三 宮崎 宏 系川 清 芳美 清 堤 榮造 村山 金作 池田 利一 三田村長松 國嗣 三雄 岩原 武夫 保木 啓二 小林 定七 服部 順治 前田 太吉 山川 壽郎 山路 由藏 山下 又一 加藤 節秋 大森 次郎	

日置 修 安藤 亨 小島 由
 筒井伊之助 高田 秋夫 青木 早
 松島 助策 上田 芳雄 中村 英
 堤 重一 椿 一夫 近藤 精
 宮村 清藏 伏野兼次郎

◎没落調整部競技會 六月十五
 午前十一時第廿八回徒弟競技會褒賞狀授與式
 舉行したり式順は受賞者役員來賓の着席部長
 會の挨拶より審査長の審査報告市長の褒狀會
 の賞品各授與を終へ告辭祝詞の朗讀後受賞者
 代の答辭會長の挨拶を以て式を閉づ

告 辭
 茲ニ京都染物同業組合ハ没落調整部ノ爲メニ
 二十八回徒弟競技會褒賞授與式ヲ舉ケラルハ、
 本業ノタメ喜フヘキ現象ナリ
 惟フニ没落ノ業タル染色加工ニ依ツテ生スル
 點ヲ調整スルニ必要ナル技術ニシテ其作業ノ
 拙如何ハ直ニ製品ノ上ニ至大ノ關係ヲ及ホス
 勿論ナリ於是力カ之レガ實蹟ハ一ニ當業者ノ貴
 ナル經驗ト熟練トニ待タルヘカラス而シテ本
 本會ノ出品ニ就キ審査セラレタル結果ニ依
 子カ平素勤勉努力セラレタル効績ノ著シキモ
 アルヲ見ル之レ洵ニ喜フヘキ所ナリ望ムラクハ
 諸子宜シク今後ニ於テハ一層奮勉シテ其技ヲ磨
 キ誠實其業ニ從ヒ以テ斯業ノ改善發展ニ資セ
 コトヲ期スヘシ是レ諸子カ斯業ニ對スル義務
 シタ併セテ身ヲ立テ志ヲ遂クル所以ノ途ナルヘ
 レト一言告辭トス

昭和七年六月十五日
 京都府知事 横山 助成

告 辭
 京都染物同業組合没落調整部第二十八回徒弟
 技會ハ審査ノ了了ヲ告ケ茲ニ褒賞授與式ヲ舉
 セラルハ、ハ斯業獎勵ノ爲洵ニ慶賀ニ堪ヘ
 ナリマス
 惟フニ本業ハ染物工程ノ重要ナル業務ヲア
 シテ其ノ技術ノ巧拙ハ直ニ本市染物ノ聲價ニ
 大ノ關係ヲ及ホスモ技術アリマス故ニ諸君ハ
 點ニ深ク留意シ益々其技ヲ洗練シ斯業ノ一
 ノ進歩ニ努メラルハ、コトカ最も緊要ナルコト

謝罪。今回ノ製技會ニ於テ優秀ナル技師ヲ
 ラルハコトヲ認メラレタノヲアリマス然レテ
 ノ技能ハ一朝ニシテ練磨ナルハモノナ
 ク不斷ノ努力ヲ必要トスルノヲアリマス諸君
 今回ノ榮譽ヲシテ益々價值アラシムル様一層
 研鑽ヲ積マレ本市藥物ノ聲價ヲ發揚ヒラレン
 ト切望シテ止ミマセヌ
 一言ヲ述ヘテ告辭ト致シマス
 昭和七年六月十五日
 京都市長 森田 茂

告 辭
 京染ノ聲價京染ノ名譽京染ノ稱讃ヲ永遠ニシ
 シメ其ノ地歩ヲ永久ニ失ハサラントスルニ
 ニコレカ根基ヲナス從業員諸氏ノ技能ヲ向ヒ
 レメナケレハナラナイノヲアリマス
 本組合ニ於テハ夙ニ茲ニ留意シ屢々各部徒
 競技會ヲ開キ比較研鑽技術ノ練磨ニ資シ優
 ル成果ヲ擧ケラレテ、アリマスカ本日亦浸
 整部第二十八回競技會褒賞狀授與式ヲ舉行
 レ受賞者二十九名ノ多キヲ算スルハ洵ニ斯
 ノ爲メ慶幸トスル所デアリマス
 冀クハ諸氏力ノ集中ハ成功ノ秘訣タルコト
 記シ各自ノ領域ヲ守リテ專屬ノ技ニ力ヲ集
 益々本市ノ重要産業タル京染ノ隆昌ニ努力
 日ノ榮譽ニ有終ノ光輝ヲ添ヘラレンコトヲ
 スル次第ヲアリマス
 聊力所感ノ一端ヲ陳ヘテ告辭ト致シマス
 昭和七年六月十五日
 京都商工會議所會頭大澤徳士

審査報告
 浸落調整部ハ徒弟ノ爲ニ競技會ヲ行フコト
 二十八回即チ二十八年間連續シテ技術ノ發
 勉ムルハ本業ノタメ喜フヘキ現象ニシテ當
 ノ熱誠モ亦多トセサルヘカラス之ヲ以テ年々
 品數ヲ増加シ今回ニ於テハ二百八十點ノ出
 見タリ其審査ニ當リテハ原圖ノ輪廓拔色法
 否生地ニ對スル調整法等ニ重キヲ置キ精密
 ヲナレタルニ進歩ノ實蹟ヲ認ム而シテ之ヲ甲
 ニ分ナル所以ノモノハ修業年限ノ長短ニ依
 モノニシテ擬賞ノ結果左ノ如シ
 一等賞 乙生 二名

二等賞 四名
 津知 康夫 久保 清造
 角谷 秀吉
 二等賞 二十五名
 土屋清士郎 片岡 豊七
 西村 正男 茶園 幸七
 青木重次郎 平林 義治
 富田正次郎 西田 英三
 竹村 正吉 東 清一
 岸 清次 小杉 泰吉
 杉浦 真雄 井上昇之助
 福本 芳吉 吉島五次郎
 大谷 清
 三等賞 四十名
 鶴飼寅次郎 畑 設太郎
 高橋 四郎 岡本 捨治
 平川 真一 伊藤 文治
 豊田 茂 竹島 猛雄
 井上 真一 櫻井 學
 香山 博雄 渡邊 義七

博
ニ年々競
ヲ以テ第
ニ至レリ
トヲ得タ
實各位ノ
告辭及賞
受賞者ハ
從事シ以
ト
清造
江々木健吉
石本 保機
山中 賢上
青山 重雄
井上貞之助
室本 政治
上原種太郎
桐畑 源一
加保武二郎
本 庄吉吉
田喜代松
川 定一
倉 儀介
本正太郎
五二

昭和七年六月二十五日 (四)

染色方法

染色脫水後糊付「マシダ」ニテ糊付ヲナシ
「ドラム」乾燥機ニカケ次ニ幅出乾燥機ニカケ
直徑五吋「長ナ」織物ノ幅ニ適當ナルモノノ
多數ノ穴ヲ有スル「パイプ」ニ巻取り後一〇分
乃至一五分間蒸熱ス

七、瓦斯吹機 一台 以下右三洋ス
八、瓦斯毛羽燒機
九、巻取機
一〇、巻出機
一一、碯掛機移動式
一二、八本立シランダー乾燥機
一三、ドラム式シランダー乾燥機徑七二吋
一四、バレル式シランダー乾燥機三本ロ

- 二四、染色準備槽
- 二五、染色槽（動力付繩狀布料附染出機）
- 二六、洗滌槽
- 二七、漂白壺
- 二八、汽罐
- 二九、タンク
- 三〇、揚水機

京都染物
同業組合

發行編輯人 新野眞
印刷人 森本理一
京都市銀座通竹屋町下ノ
四丁目 京都新聞社印本
電話五一六七七

研究ト努力ヲ必要トスルモノデアリマス。京
古來常ニ優越ノ地位ヲ占メ、其ノ盛名ヲ持續
、アル所以ノモノハ幾多先匠ノ傳統的研鑽精
ノ賜物ニ外ナラナイノデアリマス。
本日茲ニ紋上書部第三十七回徒弟脱技會宴會
授與式ヲ舉ケ、凡廿餘名ノ受賞者ヲ算スルニ

一等賞	澤田 佐一	浦田 修二	石元
二等賞	林 義雄	山本 壽	井上
	前田勝之助	安井和三郎	堀本
	西田 大助	岸本 龜雄	山本

前日、役員會ヲ召集シ、東京會館ニ開キ、議決スルニ於テ、處分法ヲ決定シ、部長ヨリ違反者へ通告ヲ受ケタル日ヨリ三日以内ニ京都染物業組合組長ニ再調査ヲ求ムルコトヲ得、但組長ノ處分決定ニ對シテハ異議ヲ申立ツル得サルモノトス

第十九條 本規程ニ關スル會議ハ總部員三分二以上ノ出席ヲ要シ、決議ハ出席者ノ四分ノノ賛成ヲ要ス

第二十條 本規程ニ條項ナキ問題ヲ生スル時組合定款部規約ニ據リ處斷ス

◎廣巾物の染色に付て 豫てより

輸出組織物取締法施行規則第四十八條ノ規定命令ニ
依テ工場ノ設備ニ付商工大臣ノ許可ヲ受ケタ
後ニ非ラザレバ染色整理出来ナルモノナル然
ニ調査ニ依レバ貴組合員中許可ヲ受ケ居ラサ
工場ニ於テ從來輸出組織物ノ染色ヲ内地需要
ト稱シテ爲シタル物有之候趣若レ許可ナキ工
ニ於テ輸出組織物ノ染色整理ヲ爲シタル時ハ
輸出組織物取締法違反トシテ處罰セラレ候ニ付
ノ次第貴組合員ニ對シ爾後一層御留意ノ上法
違反ナキ様御守進方此段及御依頼候也

◎丹後縮緬同業組合照會 同組
より左の照會ありたり
拜啓貴組合益々御隆昌之段奉慶賀候當組合

の便あり、殊に絹布の如きにも比較的容色染せらるゝから猶更重寶である新くして質度の高き染料が自由自在に捺染亦は無地染等に利用せらるゝことに相成つた。

インダゴゾールはインダゴより作り、デゴゾールはインダゴMIB/ABより作り、ンダゴゾールORはインダゴMIB/Eより作り、インダゴゾールイエローHOGはヘンランドイエローより作り、

ような風でヘンランド属、アラザリン属、ダンスレン属……等より新造製造せらるゝ現今に於ては各種の色相を有する二十有餘染料が市販せらるゝに至つた。即ちインダゴール、イエロー。同オレンデ、同スカレワットピンク、同レッド、同バーブル、同パイフ、同ダリン、同ブラウン、同ブラッ

同ブー等々の各染料の色相に互に存在する

●求貸工場 廣告引込に適する工場を
けなし附随物あるも差支なし當組合へ御
下されたし

脚氣にペーガ

●見よ驚くべきペーガの卓効を
●ペーガはかつけを完全に全滅せしめ
●グイタミンBの不足が恐るべきか
け病

●ペーガは強力グイタミンBを一掃さ
く含みあふれるかつけ薬の素であ
●グイタミンBは脚氣の特効薬だと言
てもペーガが駆動力歴然たるものは他

國枝	弘	福井純之助	森川
石原幹三郎	西久保安吉	伊藤	
山本	遠藤菊三郎	土田	
生島徳次郎	前田榮造	山田榮二	
後藤春人	清水三郎	鶴野彌太	
多田勇	河崎卯三郎	山田	
中前寅一	高橋勝彦	小林信吉	
佐々木忠	高橋孝吉	原田末男	
西條典二	久保田茂	名倉善	
桑原保治	清水真次郎	別所	
別所弘祐	森田留次郎	黒	

氏男
政治
倭一
二部
大部
益雄
大部
西郎
我春
其相
郎

耐(且ツ容易ニ脱糊セラレテ純白ナル跡ヲ殘
ヘキ防禦糊タラシムルメアリ
發明ノ詳細ナル説明
本發明ハ護謄原料トセル煮染用防禦糊ヲ改
セルモノニシテ生護謄ノ揮發性溶液ニ「アム
ニア」石鹼及水ヲ加ヘ乳化セルモノニ滑石末
白土、亞鉛華、硫酸「バタウム」等ノ如キ礦物
粉末又ハ澱粉、小麥粉、「ウードミール」等ノ
植物性粉末ト鹽基性醋酸「アルミニウム」溶
液ト加ヘ混捏密和シ筒引又ハ型壓ノ兩者ニ好
ニ併用セラル、粘度ヲ保持シ密着力強ク高温

滑石末、白土、亞鉛華、硫酸、バリウム等ノ鹽
物性粉末又ハ澱粉、「ウイードミール」ノ如キ植物
性粉末ト鹽基性醋酸「アルミニウム」溶液トヲ密
和セル防染糊

◎京吳會組織
有力者に依て組織せられたる京吳會は彌々發會
式を舉ぐると同時に各關係方面へ左の通知をな
せり

拜啓 時下秋冷之候に御座候處各位益々御盛
榮御發展之段慶賀の至りに奉存候

高辻坊城東入
柳馬場四條上ノ
松原室町角
元賢願寺淨福寺東入
紡藥師室町東入
新町三條上ノ
佛光寺新町西入
室町紡藥師下ノ
柳馬場四條下ノ
室町三條下ノ
車屋町二條下ノ
新丁町土土上ノ

提品藏
村井商店
上田善一郎
桑名榮三郎
松居久左衛門
深尾濟商店
藤井保之助
藤井忠藏
小西庄次郎
寺井惣太郎
寺井末太郎

